

住まいの耐震化促進事業

たつの市では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、今後発生が予想される大規模地震に備えるため、住宅の耐震化を推進しています。

昭和56年5月以前に着工した住宅が対象です

- 昭和56年5月以前に建築された建物は、建築基準法の旧耐震基準で建てられており地震で倒壊する可能性が高いと言われています。
- 住まいの耐震化促進事業は、旧耐震基準で建てられた住宅の簡易耐震診断と住宅耐震化補助金により、住まいの耐震化を支援する制度です。

A まずは「簡易耐震診断」を受けましょう

簡易耐震診断の結果、「危険」「やや危険」の場合は、「住まいの耐震化」を検討してください

耐震診断の結果評点

0.7未満	危険
0.7~1.0	やや危険
1.0以上	安全



B 「住宅耐震化補助金」をご活用ください

住まいを建て替える場合

B⁻⁶ 除却工事費補助

耐震改修工事をしたい

家全体を改修したい

B⁻¹ 住宅耐震改修計画策定費補助
B⁻² 住宅耐震改修工事費補助

住まいに住み続けたい場合

高額な耐震改修工事は困難

部分的に改修したい

B⁻³ 簡易耐震改修工事費補助
B⁻⁴ 屋根軽量化工事費補助
B⁻⁵ シェルター型工事費補助

命だけは守りたい

B⁻⁷ 防災ベッド等設置補助

A 簡易耐震診断とは

耐震診断を希望する住宅所有者等の求めに応じて、市が簡易耐震診断員を派遣して調査・診断を行い、その結果を住宅所有者等に報告するもので、住宅耐震対策を支援します。

対象住宅

昭和56年5月以前に着工した市内にある住宅

注1) 店舗併用住宅等の場合は、延べ面積の過半以上を住宅として使用されている場合に限りです。

注2) 枠組壁工法、丸太組工法又は建築基準法第38条に規定する認定工法による住宅は対象外です。

注3) 「建物の区分所有等に関する法律」が適用される住宅は、同法3条に基づく管理組合の議決等が必要です。

注4) 特定行政庁から建築基準法第9条に規定する措置を命じられている住宅は対象外です。

申込者負担

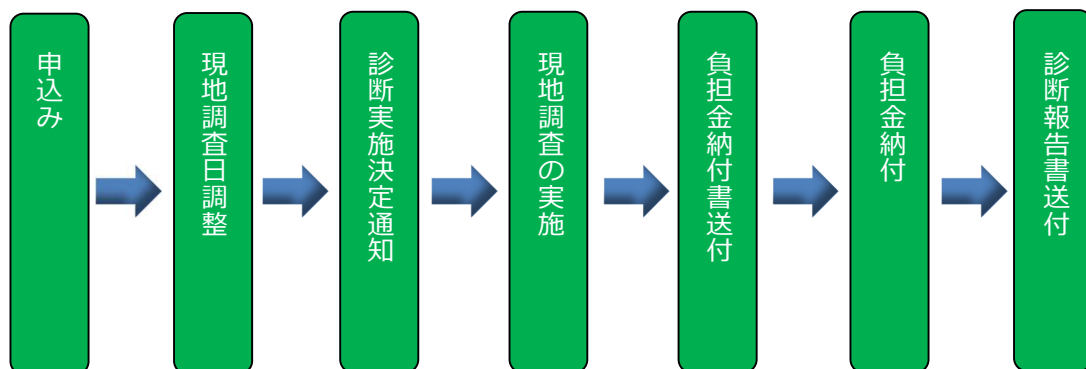
戸建住宅	
木造	3,150円
非木造	6,350円

長屋住宅		
木造	6,350円	
鉄筋コンクリート造	1棟目	21,700円
	2棟以降	15,500円
鉄骨造	1棟目	11,400円
	2棟以降	7,950円

共同住宅		
木造	6,350円	
鉄筋コンクリート造	図面あり	21,700円
	図面なし	32,100円
	2棟以降	15,500円
鉄骨造	1棟目	11,400円
	2棟以降	7,950円

※1 棟当たりの単価

●申請の流れ●



※1 診断員より直接連絡が入ります。

※2 負担金の納付確認後、診断報告書を送付します。

B 住宅耐震化補助金とは

市内に存する耐震性のない住宅について、耐震改修工事等をされる方に対して、市が工事費の一部を助成します。

B⁻¹ 住宅耐震改修計画策定費補助

対象者

市内に在住する方（個人）で、対象となる住宅を所有する方又は2親等以内の親族（個人）

注1）2親等以内の親族（個人）の場合は、住宅所有者が本年度末日で満65歳以上の場合に限ります。

注2）市税の滞納がある場合は補助金を受けることができません。

対象住宅

昭和56年5月以前に着工した市内にある戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅を含む）で、耐震診断の結果、「危険」又は「やや危険」と診断された住宅

注1）店舗併用住宅等の場合は、延べ面積の過半を超える部分を住宅として使用されている場合に限ります。

対象費用

安全性を確保するための耐震改修計画の策定（補強設計及び工事見積書の作成）及びそれに伴う耐震診断の費用

補助金額

対象費用の2/3以内（限度額20万円）

B⁻² 住宅耐震改修工事費補助 《住宅改修業者登録制度の登録業者であること》

対象者

市内に在住する方（個人）で、対象となる住宅を所有する方又は2親等以内の親族（個人）

注1）2親等以内の親族（個人）の場合は、住宅所有者が本年度末日で満65歳以上の場合に限ります。

注2）所有者の所得が1,200万円（給与収入のみの方にあつては、給与収入が1,395万円）以下の方に限ります。

注3）市税の滞納がある場合は補助金を受けることができません。

対象住宅

住宅耐震改修計画策定費補助事業と同じ

対象費用 （対象費用が50万円以上の場合に限ります）

耐震性向上のために行う工事で下記に掲げる工事費（附帯工事を含む）

- ①基礎、柱、はり及び耐力壁の補強工事（地盤改良工事を含む）
- ②屋根を軽量化する工事
- ③床面の剛性を高める工事

補助金額

対象費用の4/5以内（限度額115万円）

B⁻³ 簡易耐震改修工事費補助

《住宅改修業者登録制度の登録業者であること》

対象者

住宅耐震改修工事費補助事業と同じ

対象住宅

昭和56年5月以前に着工した市内にある戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅を含む）で、耐震診断の結果、「危険」と診断された住宅

注1) 店舗併用住宅等の場合は、延べ面積の過半を超える部分を住宅として使用されている場合に限ります。

対象費用（対象費用が50万円以上の場合に限ります）

耐震性能を改善するための耐震改修計画の策定（補強設計及び工事見積書の作成）及びそれに伴う耐震診断の費用及び耐震改修工事に要する費用

※耐震性能の改善とは、改修後の耐震診断の結果が「安全」又は「やや危険」となるもの

補助金額

対象費用の4/5以内（限度額60万円）

B⁻⁴ 屋根軽量化工事費補助

《住宅改修業者登録制度の登録業者であること》

対象者

住宅耐震改修工事費補助事業と同じ

対象住宅

昭和56年5月以前に着工した市内にある木造戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅を含む）で、耐震診断の結果、「危険」又は「やや危険」と診断された住宅

注1) 店舗併用住宅等の場合は、延べ面積の過半を超える部分を住宅として使用されている場合に限ります。

注2) 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅に限ります。

注3) 工事前後の屋根の種類に応じて、工事前の耐震診断の結果が下表の評点を満たす場合に限ります。

工事前	工事後	耐震診断の評点
非常に重い屋根	軽い屋根	0.4以上
	重い屋根	0.5以上
重い屋根	軽い屋根	0.5以上

非常に重い屋根：土葺き瓦屋根など
重い屋根：から葺き瓦屋根など
軽い屋根：スレート、瓦棒葺き葺き屋根など

対象費用（対象費用が50万円以上の場合に限ります）

対象となる住宅の屋根を軽量化する工事の費用

補助金額

定額 60万円

注1) 対象費用が60万円未満の場合はその額となります。

B⁻⁵ シェルター型工事費補助

対象者

住宅耐震改修工事費補助事業と同じ

対象住宅

住宅耐震改修計画策定費補助事業と同じ

対象費用 (対象費用が50万円以上の場合に限ります)

耐震シェルター型の設置に要する費用

※耐震シェルターとは、住宅が倒壊しても安全な空間を確保することで命を守るものです。

助成対象となる耐震シェルター一覧 (令和8年4月現在)

◇耐震TBシェルター「鋼耐震」	(株)東武防災建設／東武ボウサイ(株)
◇レスキュールーム	(有)ヤマニヤマショウ
◇シェル太くん工法	(株)ヤマヒサ
◇シェルキューブ	(株)デリス建築研究所
◇地震シェルター「不動震」	(株)東武防災建設／東武ボウサイ(株)
◇セフティールーム	ハイブリッドハウス販売(株)
◇シェルBOX	ナスラック(株)
◇J. Pod耐震シェルター	J. Pod & 耐震工法協会
◇木質耐震シェルター	(株)一条工務店
◇木造軸組耐震シェルター「剛健」	(有)宮田鉄工
◇耐震健康シェルター「命守」	(株)青ヒバの会ネットワーク
◇パネル式耐震シェルター	SUS(株)
◇シェルキューブR	(株)デリス建築研究所
◇お部屋まるごとコンテナ型耐震シェルターまもルーム	(株)カラフルコンテナ

補助金額

定額 60万円

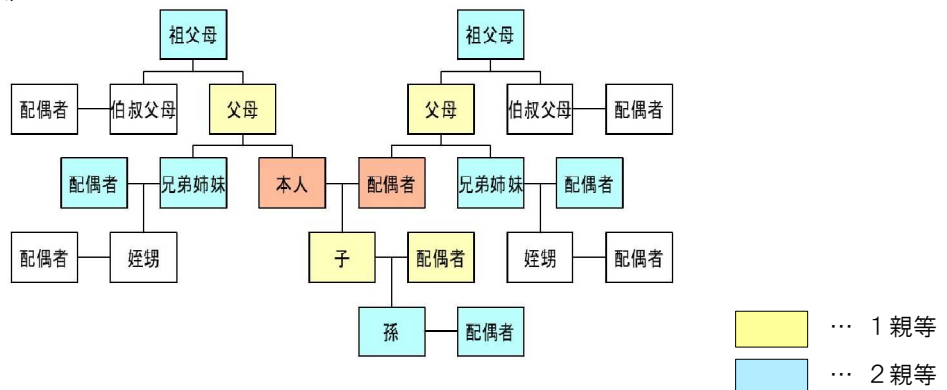
注1) 対象費用が60万円未満の場合はその額となります。

居住者の全員が本年度末日で満65歳以上の場合

定額 115万円

注1) 対象費用が115万円未満の場合はその額となります。

(参考：2親等以内の親族)



B⁻⁶ 除却工事費補助

対象者

市内に在住する方（個人）で、対象となる住宅を所有する方

注1) 所得が1,200万円（給与収入のみの方にあつては、給与収入が1,395万円）以下の方に限ります。

注2) 現に人が居住する住宅に限ります。

注3) 市税の滞納がある場合は補助金を受けることができません。

対象住宅

住宅耐震改修計画策定費補助事業と同じ

対象費用

除却工事に要する費用

補助金額

対象費用の23%以内（限度額50万円）

B⁻⁷ 防災ベッド等設置補助

対象者

市内に在住する方（個人）で、対象となる住宅に居住する方

注1) 所得が1,200万円（給与収入のみの方にあつては、給与収入が1,395万円）以下の方に限ります。

注2) 市税の滞納がある場合は補助金を受けることができません。

対象住宅

住宅耐震改修計画策定費補助事業と同じ

対象費用（対象費用が10万円以上の場合に限ります）

防災ベッド等の設置に要する費用

※防災ベッドとは、住宅が倒壊しても寝室や睡眠スペースを守ってくれる装置です。

助成対象となる防災ベッド等一覧（令和8年4月現在）

◇ウッド・ラック（WOOD-LUCK）	新光産業(株)
◇防災ベッドBB-002	(株)ニッケン鋼業
◇介護ベッド用防災フレーム	(株)ニッケン鋼業
◇安心防災ベッド枠A	フジワラ産業(株)
◇安心防災ベッド枠B	フジワラ産業(株)
◇耐圧ベッドルーム型シェルター	(株)エヌ・アイ・ピー
◇耐震シェルター耐震和空間	(株)ニッケン鋼業
◇つみっくベッドシェルター	NPO法人つみっくらぶ
◇減災寝室	(有)扇光
◇シェルターユニットバス（UB）	J建築システム(株)
◇耐震小型シェルター「構-kamae-」テーブルタイプ	(株)安信

補助金額

定額 10万円

住宅改修業者登録制度

兵庫県において、一定の要件を満たす住宅改修業者を登録し、事業者に関する情報等を県民に公開することにより、安心して住宅改修業者を選択できる環境を整備することを目的として、県条例に基づき創設された制度です。

「住宅耐震改修工事費補助」「簡易耐震改修工事費補助」「屋根軽量化工事費補助」については、本制度の登録を受けた業者による工事とすることが補助の要件となります。

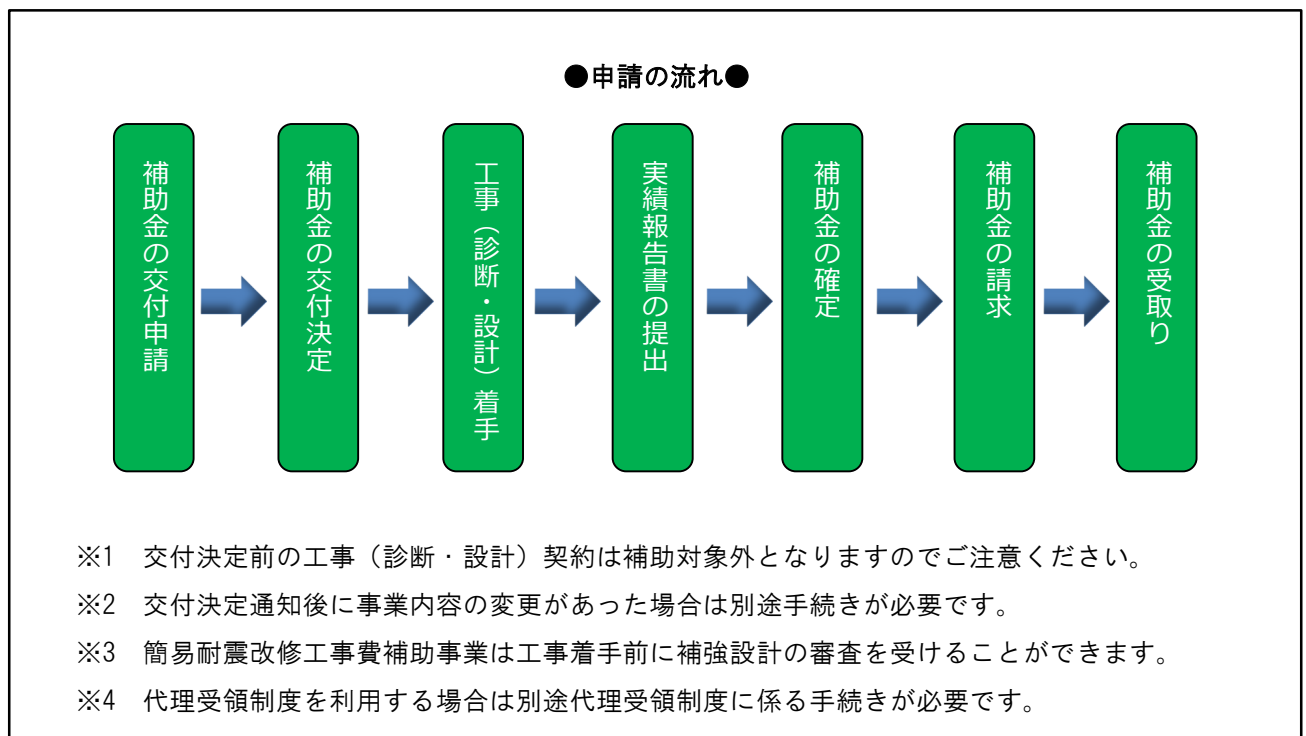
(公開先：兵庫県まちづくり部住宅政策課ホームページ)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks26/wd27_000000032.html

【お問い合わせ先】

兵庫県まちづくり部住宅政策課住宅行政班

TEL：078-341-7711



令和7年度より「代理受領制度」の利用ができるようになりました

代理受領制度とは、申請者からの委任により、工事業者が代理で補助金を受領する制度です。この制度を利用することで、申請者は工事費と補助金の差額分のみを用意すればよく、当初の費用負担の軽減を図ることができます。

【申込み窓口・お問い合わせ先】

たつの市都市政策部建築住宅課建築係

〒679-4192

TEL：0791-64-3165（直通）